

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 確定申告で得しよう

Q：私の平成6年中の所得は事業所得のほか、10万円の配当金があります。確定申告にはこの配当も入れて申告する必要がありますか。

A：配当金のうち少額配当（一銘柄につき一回の配当金が5万円以下、計算期間が一年の場合には10万円以下）については、通常確定申告をしなくてもよいことになっています。配当の20%の所得税が源泉徴収されているからです。

しかし、配当所得には配当控除という税額控除がありますので、課税所得が600万円以下であれば確定申告をした方が得となります。

さらに、平成6年分については20%の特別減税の適用がありますので、確定申告をした方が有利な課税所得の範囲は1千万以下に広がります。

課税所得が1千万円超の場合には、少額配当は入れずに確定申告をした方が有利になりますので、所得金額をしっかりと把握する必要があります。

このように特別減税があるために確定申告をした方が得なケースがあります。

退職所得のある人などがそうです。

退職金をもらった人は源泉徴収の時点で通常は課税関係が完結しますが、特別減税の還付は受けていないので確定申告することにより源泉徴収された所得税の20%が還付されることになります。

